

例題 2 2 : AからCのうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

(参照条文) 外為令別表の3の項

	技術
外為令別表の3の項	(1) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術 (2) 輸出令別表第1の3の項(2)又は(3)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの
貨物等省令第15条の2	外為令別表の3の項(2)の経済産業省令で定める技術は、第2条第2項又は第3項に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術とする。
(解釈) 使用	外為令別表の3の項(1)における「使用」は、化学製剤及び化学物質の化学兵器に係る取扱をいう。

- A 外為令別表の3の項(1)に該当する技術は、貨物等省令で規定されている。
- B 輸出令別表第1の3の項(1)に該当する貨物の保管方法について説明した取扱説明書は、外為令別表の3の項(1)に該当する。
- C 輸出令別表第1の3の項(2)に該当する貨物の設計図面であっても、当該貨物の機能に関係しない外観のデザインに関する図面は、外為令別表の3の項(2)に該当しない。

1. 0個
2. 1個
3. 2個

例題 2 3 : A から C のうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

(参照条文・抜粋) 輸出令別表第 1

	貨 物
2 の項	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (15) ロボットであつて、次に掲げるもの若しくはその部分品又はこれらの制御装置 1 防爆構造のもの 2 放射線による影響を防止するように設計したもの
6 の項	次に掲げる貨物(2 の項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (7) ロボットであつて、次に掲げるもの又はその部分品若しくは制御装置 1 防爆構造のもの 2 放射線による影響を防止するように設計したもの 3 高い高度で 사용할 ことができるように設計したもの
1 2 の項	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (5) 水中用のロボット(2 及び 6 の項の中欄に掲げるものを除く。)
1 4 の項	(7) ロボット若しくはその制御装置又はこれらの部分品であつて、経済産業省令で定める仕様のもの(2、6 及び 1 2 の項の中欄に掲げるものを除く。)

- A 輸出令別表第 1 の 1 4 の項 (7) に該当するロボットは、輸出令別表第 1 の 6 の項 (7) にも該当する。
- B 輸出令別表第 1 の 1 2 の項 (5) に該当する水中用ロボットの専用部分品は、輸出令別表第 1 の 1 2 の項 (5) に該当しない。
- C 輸出令別表第 1 の 1 2 の項 (5) に該当する水中用ロボットの専用の制御装置は、輸出令別表第 1 の 1 2 の項 (5) に該当する。

1. 1 個
2. 2 個
3. 3 個

例題 2 4 : 東京にあるメーカー X は、来月、家電製造用に装置 α をタイにある子会社 Y に輸出する予定である。装置 α は、輸出令別表第 1 の 1 6 の項に該当するが、装置 α の内部には、輸出令別表第 1 の 9 の項 (1) に該当する通信装置 β と輸出令別表第 1 の 3 の項 (2) に該当するポンプ θ が、それぞれ 1 セット正当に組み込まれている。この場合、メーカー X は、どのような対応をしたらよいか正しいものを 1 つ選びなさい。

(条件)

- ①装置 α は、輸出令別表第 1 の 1 6 の項に該当する。装置 α の初期製造時の市場価格は、3 0 0 万円である。
- ②通信装置 β は、装置 α の初期製造時に、1 セット 2 0 万円で専門メーカーより購入した。
- ③ポンプ θ は、装置 α の初期製造時に、1 セット 4 0 万円で専門メーカーより購入した。

- 1. 装置 α の内部にある通信装置 β とポンプ θ について、いずれも運用通達の 1 0 % ルールが適用できるので、輸出許可は不要である。
- 2. 装置 α の内部にある通信装置 β とポンプ θ について、通信装置 β は、運用通達の 1 0 % ルールは適用できる。ポンプ θ は、運用通達の 1 0 % ルールが適用できないが、少額特例が適用できるので輸出許可は不要である。
- 3. 装置 α の内部にある通信装置 β とポンプ θ について、通信装置 β は、運用通達の 1 0 % ルールは適用できる。ポンプ θ は、運用通達の 1 0 % ルール及び少額特例の適用はできないためポンプ θ の輸出許可が必要である。

例題 2 5 : A から C のうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。
(参照条文・抜粋)

輸出令第8項		貨物等省令第7条		解釈	
項番	項目	項番	項目	用語	用語の意味
輸出令第8項	電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品(4の項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの	貨物等省令第7条	輸出令別表第1の8の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。		
		貨物等省令第7条第一号	電子計算機若しくはその附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの 電子組立品若しくは 部分品	電子組立品	6の「電子組立品」の解釈に同じ。
		(第7条第一号ロ、告示貨物)	イ 85度を超える温度又は零下45度より低い温度で使用するできるように設計したもの	85度を超える温度又は零下45度より低い温度で使用するできるように設計したもの	電子計算機であつて、民生用の自動車、鉄道用の車両又は民間航空機のために設計したものを除く。
			ロ 放射線による影響を防止するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの		
			(一) 全吸収線量がシリコン換算で5,000グレイを超える放射線照射に耐えられるように設計したもの		
			(二) 吸収線量がシリコン換算で一秒間に5,000,000を超える放射線照射により障害を発生しないように設計したもの	貨物等省令第7条第一号ロ中の放射線による影響を防止するよう設計したもの	電子計算機であつて、民間航空機のために設計したものを除く。
			(三) 単事象障害によるエラー率が1日当たり1億分の1毎ビット未満となるように設計したもの		
				部分品	他の用途に用いることができるものを除く。
				貨物等省令第7条に掲げる貨物	次のいずれかに該当するものを除く。 イ 医療用に設計された装置 ロ 医療用に設計された装置に組み込まれたもの

- A 貨物等省令第7条に該当する電子計算機に使用される汎用のネジやナットは、貨物等省令第7条に該当する。
- B 貨物等省令第7条に該当する電子計算機が、医療用に設計された装置に組み込まれても、貨物等省令第7条に該当する。
- C 自作したパソコンで処理速度が遅くても、85度を超える温度で 사용할 できるように設計したパソコンは、貨物等省令第7条第一号に該当する。

- 0 個
- 1 個
- 2 個